

豊橋市支え合い活動団体支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市支え合い活動団体支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、高齢者が気軽に集うことのできる「まちの居場所」の運営又は日常生活を支援する「助け合い活動」を行う団体（以下「支え合い活動団体」という。）が活動に要する経費を補助することにより、支え合い活動団体の活動促進を図り、高齢者の介護予防及び日常生活支援の普及に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、「豊橋市お互いさまのまちづくりネットワーク」に加入する支え合い活動団体を運営する団体又は個人とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支え合い活動団体の運営に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 需用費（消耗品費、印刷製本費及び食糧費）
- (2) 備品購入費
- (3) 通信運搬費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 報償費
- (6) その他事業に必要と市長が認める経費

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 社会通念上補助対象経費として適切でないと認められるもの
- (2) 他の制度等によって助成等を受けている経費
- (3) その他市長が不適切と判断するもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10,000円を上限額とし、当該上限額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない額とする。この場合において、その額に1,000円未満の

端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、豊橋市支え合い活動団体支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等の通知)

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、豊橋市支え合い活動団体支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2。以下「決定通知書兼確定通知書」という。)によるものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定による補助金の交付決定及びその確定をした後、豊橋市支え合い活動団体支援補助金交付請求書(様式第3)による申請者の請求に基づいて交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 原則月1回以上活動実績があり、支え合い活動を恒常的かつ計画的に行っていること。

(2) 参加者を限定した特定の趣味の活動やサークル活動でないこと。

(3) おおむね65歳以上の高齢者が参加していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(7) 営利を目的とする活動その他これに類する行為を行わないこと。

(8) 補助金の交付は、1会計年度において、支え合い活動団体ごとに対し、1回限りとすること。

(9) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助対象者が、決定通知書兼確定通知書の交付を受けた日から10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。